

## 不正防止計画

不正を発生させる要因を除去し、具体的な不正防止に対応するため、独立行政法人酒類総合研究所における不正防止計画を以下のとおり策定しています。

[独立行政法人酒類総合研究所研究費不正防止規程第 20 条]

不正発生の要因	不正防止計画
<p><b>【全般】</b> ルールと実態が乖離する。</p> <p>責任意識が低下する。</p> <p>予算執行が特定の時期に集中する予算科目がある。</p>	<p>通常の業務の中で実態の把握に努め、内部監査において状況を把握し、ルールと実態が乖離する場合には改善を促すとともに、必要に応じてルール変更も含めた検討を行う。</p> <p>部門長会議等において随時周知を行い、意識向上を図る。</p> <p>予算の執行状況を注視し、必要に応じて改善を促す。</p>
<p><b>【物品購入】</b> 宅配便による直接納入。</p> <p>取引業者と必要以上に密接な関係となり、不正な取引に発展する。</p>	<p>宅配便による納入の場合、会計係で現物確認を受けてから、研究部門が荷物を引き取る。</p> <p>特定の業者と必要以上の取引がないかを注視するとともに、取引業者に対して、不正な取引を行った場合には、取引停止となることを周知する。</p>
<p><b>【旅費】</b> 実態を伴わない出張。</p>	<p>各職員が出張する場合には、出張計画書を提出するとともに、イントラネットへの入力を行う。職員別の出張表を作成するなどして、所内行事出欠との整合性を無作為抽出により確認する。</p>
<p><b>【その他】</b> 不正と思われる行為を発見した者が不利益を被ることを恐れて通報を躊躇する。</p>	<p>研究費の不正に関する通報窓口をホームページに掲載する。また、通報したことの秘密は守られること、通報したことのみを持って不利益がないことも周知する。</p>